

第十九回国 参議院人事委員会會議録第十四号

昭和二十九年五月二十日(木曜日)午前十一時一分開会

出席者は左の通り。

委員長 松浦 清一君
理事 宮田 重文君
委員 千葉 信君

政府委員 湯山 勇君
三郎君

政府委員 総理府事務官
(内閣総理大臣官房審議室)
田上 辰雄君
統轄事務官
人事院総裁 浅井 清君
事務局側
常任委員 熊登御堂定君
会専門員
説明員 郵政大臣官房人
事部給与課長 土生 滋久君

本日の会議に付した事件

○国家公務員の給与問題等に関する調査の件
(勤務地手当に関する件)
(給与改訂勧告に関する件)
(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法案(内閣提出、衆議院送付))

○昭和二十九年六月に支給されるべき国家公務員の期末手当の臨時措置に関する法律案(千葉信君外六十七名発議)

○香川県直島町の地域給に関する請願

(第二四〇二号)
○香川県多度津町の地域給に関する請願(第二四〇三号)

○鹿児島県志布志町の地域給に関する請願(第二四〇四号)

○鹿児島県末吉町の地域給に関する請願(第二四〇五号)

○茨城県高萩町の地域給に関する請願(第二四一〇号)

○香川県香西町の地域給に関する請願(第二四二二号)

○国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律中一部改正に関する請願(第二四三四号)

(第二四四一號)
○岩手県前沢町の地域給に関する請願(第二四五二號)

○愛知県豊明村の地域給に関する請願(第二四五二號)

○最根県掛合町の地域給に関する請願(第二五一〇号)

○岩手県前沢町の地域給に関する請願(第二五一九号)

○大阪府河内長野市の地域給に関する請願(第二五七八号)

○静岡県藤岡町の地域給に関する請願(第二五八四号)

○愛知県常滑市の地域給に関する請願(第二五九九号)

○福島県日和田町の地域給に関する請願(第二六一九号)

○福島県好間町の地域給に関する請願(第二六二〇号)

○岐阜県陶町の地域給に関する請願(第二六二二号)

○茨城県相馬町の地域給に関する請願(第二六二九号)

○高知県吾妻村の地域給に関する請願(第二六三〇号)

○鹿児島県上屋久村の地域給に関する請願(第二六三六号)

○群馬県太田市の地域給に関する請願(第二六四二号)

○佐賀県北多良町の地域給に関する陳情(第六五四号)

○鹿児島県三笠町の地域給に関する陳情(第六七二号)

○委員長(松浦清一君) それでは委員会を開会いたします。

本日の日程は国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法案、第二が昭和二十九年六月に支給されるべき国家公務員の期末手当の臨時措置に関する法律案、国家公務員の給与問題等に関する調査、外請願陳情でございますが、全部を問題に供します。

人事院総裁がお見えですから、日程を変更いたします。第三の国家公務員の給与問題等に関する調査を議題に供します。

○千葉信君 浅井総裁にお尋ねいたしますが、勤務地手当に関する人事院の勧告がかなり議論を重ねておりますが、もう人事院としても、町村合併や、或いは新しい市制の施行された地方等に対する検討も十分になされた時期だと思ひますが、勧告を提出する時期の見通し等について、この際、具体的

に承つておきたいと思ひます。

○政府委員(浅井清君) 仰せのごとく、地域給の勧告の準備も着々進んで参つておりました、まだ最後のでき上りと申すわけには参りませんが、もう長い時日は要らないような段階にまで進んでおると存じます。

○千葉信君 国会の会期は二十二日までということになつておりますが、この国会の会期中に御提出をなさる見通しは如何ですか。

○政府委員(浅井清君) 二十二日までにはまだできませんと思ひますが、が、實際問題として、国会の会期も延びることと想像いたされますので、国会の開会中には勧告ができるように準備を完了したいと考えております。

○千葉信君 随分遅れておりますから、これ以上遅れるということになると、人事院の責任問題になると思ひますが、併し、それはそれとして、勧告の内容等について、何か従来の勧告と条件を異にするとか、或いは今回の勧告における特色ともいえるような条件が用意されていて、勧告の中にあるとすれば、その点もこの際承つておきたいと思ひます。

○政府委員(浅井清君) 別に、特に従来と変わった点として申上げることはございせんが、最前、千葉さんから仰せられましたように、最近の新らしい市について考慮したという点等はございします。

○千葉信君 伝えられるところにより

ますと、人事院としては検討を加へられた結果の大体の結論としては、予算額等についても、一応の目安が出てくるようですが、その点についてどうですか。

○政府委員(浅井清君) ここで私、資料を持ちませんので、はつきりと申し上げかねると思ひますが、やはり六、七十億はかかるように考えております。

○千葉信君 大体の予算額としての六、七十億について、一般会計、特別会計、地方公務員関係等も含んでいる予算額だと思ひますが、予算上の今後の措置なり、見直し等について若し政府のほうと何らかの話し合いなり、折衝をされたとすれば、その話し合いの模様、総裁としてのお見通し等について承つておきたいと思ひます。

○政府委員(浅井清君) その点はまだここで申上げる段階に達しておりませんが、今度は御承知のように、すでに組まれた予算はないと考えております。

○千葉信君 六、七十億の予算額のうち、一般会計に属する分は幾らぐらいになつておりますか。

○政府委員(浅井清君) ちよつと今ここに資料を持つておりませんので、そこでは答えかねますが、……

○千葉信君 なか／＼総裁も答弁しづらい点があるようですから、この際一つ速記をとめて頂いて、もう少し自由な気持ちでお話になれるような措置をとつて頂きたいと思ひます。

○政府委員(浅井清君) 私としまして

は、只今速記をとめなくても申上げることはこのぐらいいいかなのでありまして、その具体的などは又給与局長からでも機会を見て申上げたいと思います。

○千葉信君 速記を一つ。

○委員長(松浦清一君) 速記をとめて質疑をするに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松浦清一君) それでは速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(松浦清一君) 速記を始めて下さい。

○千葉信君 浅井総裁にお尋ねいたしますが、今の状態では、この委員会でも予備審議を行つておりました国家公務員法の一部改正法案等は、この国会で成立するかどうかかわらないという状態のように私も察知しております。伝えられるところによりますと、場合によつては継続審議という状態になつて、次の国会に持越されることになるかも知れませんが、まだ不確定の問題ですから、これがどういふ経過を迎えるかは、今にわかに予断は許しませんけれども、仮に継続審議という事態になれば、これは次の国会まで持越されることになるわけですが、そこでお尋ねしたいことは、次の国会ということになりましますと、これは九月になるか十月になるか、場合によつてはそれより早くなるか、今のところ予想はつきませんけれども、ただ併しこの場合問題となつて来ると思われるのは、その次の国会が仮に八月以降になるようなことがあるといたしますと、今政府のほうから提案されました改正法案の中にお

ける条件と、それが継続審議となつて成立しない場合における条件の中で、我々として慎重に考えておかなければならない点があると思ふのです。

それは現行給与の水準が、人事院で勧告されたのは昨年の七月の十八日ですから、従つて現行法の建前から行きますれば、少くとも人事院としては、それまでの間に敢行をしなければならぬいし、又実際客観的な条件も勧告を不可避とする状態になつて来ておるわけです。ところが継続審議になつた場合と、これがつきりけじめがついて廃案なら廃案ということになつた場合と、人事官諸君に与える勧告に対する態度の心理的な影響というものは、これは程度の差はあつても、何がしかのものは必ずあると一応考えなければならぬと思ふのです。そういう点について、人事院としては仮定の問題ではなく、実際問題としても当然起つて来る問題だと思ふのですが、現行法通りの状態において七月十八日を迎えるといううな場合においては、当然人事院としては現行法第二十八条による勧告を行わなければならぬと思ひます。が、毅然として勧告を行う用意があるかどうか、この際承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(浅井清君) 只今のお尋ねですが、只今国会に提案されております国家公務員法の改正案は、目下衆議院で御承知のごとく審議中であつて、これがどうなるかは衆議院の御意思によることで私も存じませんが、仮にこれが審議終了になれば、申すまでもなく現行法だけがある。又継続審議になりましても存するものは私どもは現行法だけだと思つておりますから、現行法がその場合には適用される唯一のものだらうと考えております。

○千葉信君 私もその通りだと思ふのです。その通りだということになれば、今申上げたような条件の中では七月十八日以前に勧告は当然行われなければならぬいし、又行へるはずであると考えておりますが、そこでそういう立場に立つて人事院としては、国会の審議の動向も一方にはありますけれども、当然の措置としてどういふ事態に對してもそれに対処する方針が立つていなければならぬいし、そうであるとすれば、人事院としては昨年三月の給与の基準から相当変動が起つておりますから、今後行われるべき勧告に備えて、それ相當の準備なり調査なりが行われていると思ふのですが、その点については如何ですか。

○政府委員(浅井清君) 只今お尋ねの点でもちよつと申上げておきたいのは、現行法によりますれば、毎年一回俸給表が適当であるかどうかを報告する表が適当であるかどうかを報告する表と、そのときそれが低く、百分の五以上動かさなければならぬと思ひます。勧告する、こういうことでございまして、只今のお答えをいたしましたのは、ただ七月十八日までには現行の俸給表が適当であるかどうかを報告する義務はこれはある。そのとき併せて勧告するかどうかは、人事院といたしましては今までの所まだ何もきめておりませんが、この点は仰せまでも十分心得て仕事をしておるのでございます。

○千葉信君 そこまで十分お分りになつて、それに対する方針が立つていれば、去年の三月から上昇している民間給与の状態、それから物価特に消費者

価格の上昇の状態等もはつきり分つてゐるわけですが、こういう条件の中では、少くとも二十八条後段による改訂の勧告は当然必要だといふ条件が具備されていると思ふのです。その点については人事院としても検討をすでに加へられていると思ひますが、その点の検討はどうなつておりますか。

○政府委員(浅井清君) その点はまだ結論に達しておりませんので、本日ここで何とも申し上げかねるのでございまして、どうぞその点を御了承願ひたいと思ひます。

○千葉信君 去年の三月から比べると本年の三月で一〇%以上の物価の上昇があつたのですが、これは二十八条後段の五%以上の変動という条件には当てはまらないのですか。

○政府委員(浅井清君) まだその点について何も我々として相談をしておりませんので本日ここでは何ともお答えいたしかねます。

○千葉信君 もう今日は五月二十日です、一昨行われまして勧告の場合、それから昨年行われまして勧告の場合にも、相当程度作業が進んでいたと思ふのですが、今年はそうするとかなり

のんびりした恰好で問題を見送つてゐるわけですか。

○政府委員(浅井清君) いや、それは我々の義務でございまして、決してそののんびりしたことじやないので、ただここで今日これ以上申上げかねるというところでございまして。

○千葉信君 ああいふ法案の提出されている段階ですから、これ以上浅井総裁に聞いても今の所はお答えになりにくいと思ひますが、私どもここで要望しておきたいことは、いずれの場合、

例えば政府が最初考えましたような総理府の外局に仮になるという場合でも、然らざる場合でも、勧告については人事院としては相当權威を持つて常時考へていもらなければならぬ問題ですから、あの法律案の動向如何にかかわらず、人事院としては公務員法上人事院にかぶせられてゐる責務について十分お考えを願つて、公務員諸君の期待に副うように、この際総裁の奮起を要望いたしまして私の質問を今日はこれで終つておきます。

○清口三郎君 私、千葉委員の御質問に関連しまして、私からも一言浅井さんに御意見を伺ひたいと思ひますが、私、この前の委員会でも給与局長に質問をいたしましたのであります。が、今と同じような問題についてな

のですが、それは昨年の勧告を出された場合に人事院では民間給与の実態調査の対象を十万人をとつて、そして三月から五月までの間の実態調査をやつたのです。ところが勧告が非常に急ぐからというので三月末日の実態で七万人という調査を引出して、そして一万五千四百何十円が民間の実態だから、それに合うようにというので、公務員

の勧告を出されたように記憶しているのですが、その以前の年には三万八千人くらいの実態調査をやつたので、それは昨年の実態調査は非常に調査対象は殖やしたのですけれども、基準が變つて来ているので、それで昨年の場合には七万人をとつたのだ。十万人の調査はどうなつたかと言つたら、それはまだ急いだからやつていないのだが、追つて調査したら報告する、と言つたから、そういう報告はいろ／＼狂つて来

るから、私は公表して頂かなくてもいい

○委員長(松浦清一君) それでは日程を元に返しまして、国の経営する企業

に勤務する職員との給与等に関する特例法案に対して御質疑のある方は御発言をお願いします。

本日の委員会開会前に、委員長及び理事の打合せ会を開きまして、衆議院のほうから十八日付で若干の修正が行

われて可決されたものが送付されております。その内容はお手許にございまして、第七條の第一項の中

段、「第二十八条」の下「第一項後段第二項及び第三項」を削除して、「二

十八條の下に括弧して「（第一項前段を除く。）」で括弧を入れる。それから次の行の下の方の「第七十五條第二項並

びに」とごさいますのを「及び」と訂正をする。そう修正可決されて送付されておるわけであります。この修正部分

について、衆議院の方から修正箇所の誤明を求めるかどうかということにつ

結果、修正部分の内容が極めて明瞭な部分でございますから、改めて衆議院

から説明を求めなくてもよい。こうい
うふうに委員長、理事の打合せ会では
決定をいたしましたので、御了承願ひ

たいと存じます。

それでは本審査となりました本件に
対する質疑のある方は御発言を願いま

○湯山勇君 第五条についていろいろ尋ねたいことがあるのです。

が、わかり易くするために、具体的にいろいろな場合を挙げて、政府委員の

それは公企労法適用職員との関連に

おいてでございますが、先ず本年度とられる措置については、すでに加藤国務大臣並びに今日まで政府委員の方からいろいろ御説明がありましたので、大体了解できましたが、平年度における措置、つまり来年度予算において一応均衡がとれた後において、公企労法適用職員が仲裁裁定を受けた場合、その受けた仲裁裁定は当然政府が国会の承認を求めるといふ形において、休会中であれば開会後五日以内に、開会中であれば十日以内に国会に出されるわけでございますが、その場合に給与総額において、それとバランスのとれるような予算がある場合は、格別問題はなはいと思ひます。その予算がない場合は、措置でございしますが、その場合には当然国会に対して仲裁裁定の承認を受けられるときには、本法適用の公務員に対する補正予算も同時に出来るということになるわけでございますか、如何でしょうか。若しそういうことがなされないとするならば、この法律の趣旨は公企労法適用職員と、そしてその中に勤務してゐる一般職との間の不均衡をなくするという趣旨なのですから、そういうことがなされないといふれば、結局はこの法律の趣旨が十分実施されないことになると思ひますので、先ずその点を御説明いただきたいと思ひます。

定を受けたというふうな場合に、お話の通りに、これは国会の承認を得る必要があるのでございますが、その際には、当然予算の影響がありますので、補正予算につきましても、国会に御審議を頂かなければならぬわけでありまして、ただ、補正予算はその本質から言ひまして、当然同時に提出さるべきものであると考えております。

○湯山勇君 只今のは、仲裁裁定について国会に了解を求める場合には、当然本法適用職員に対する予算措置も、若し給与総額の中で処理されない場合は提案される、こういうことでよくわかりました。

次にお尋ねしたいことは、今度は、特別な給与として支給する場合でございます。この説明の中に「収入の増加額又は経費の節減額の一部分に相当する金額」云々とありますが、経費の節減額の一部分を特別の給与として支給する場合は、この文章でよくわかりますけれども、収入の増加額を特別の給与として支給する場合に、「予算の定めるところにより」という但書があります。両方かけておるのですが、収入増加、経費節減、それらを特別の給与として支給する場合に、予算の定めるところにより大蔵大臣の承認を受けてと、こうなつておるわけですが、この「予算の定めるところにより」という意味はどういう意味でございましょうか。

○湯山勇君 要領を得ない御説明なので、ちよつと了解できないのですが、これは考え方によれば、相当重要な問題を生む可能性がありまので、もう少し具体的に御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(田上辰雄君) 予算につきましては、予算総則の規定がありまして、それに従わなければならない。それでその規定によつて、こういうことでありまして、特に具体的な問題がありましたら、それについて又お答えいたしたいと思ひます。

○湯山勇君 只今の御説明では、規定或いは法によつてという御説明だつたわけですが、規定によつてという意味は、私がこれを見て感じたことは、むしろそれより計上された予算という具体的なものによつてというふうにも取れるものですか、経費の節減額の一部という場合は既定予算がこれだけである。これだけの分の中でこれだけの分が節約できた。この分を特別の給与として渡すということならば、話はよくわかるわけですが、収入増加の場合等において、予算の定めるところとは、規定とか法とかいふものでなくて、予算に定められた額というものが通常対象になると思ひますので、そういういたしますと、只今の参事官の御説明ではどうもあいまいだと思ひますが、これはその額というものが対象にならんで、予算総則とか、或いはその各企業ごとに決められた法というものが、こゝでは言われておるものか、その点をもう一度明確にして頂きたいと思ひます。

○政府委員(田上辰雄君) 湯山委員のお尋ねの予算の額という点につきましまして、その前の「収入が予定より増加し」といふ言葉がありますが、その予定或いは経費を予定より節減したというこの予定の中に、これは予算で計上せられたもの、又はそれに従つてあらかじめ計画された具体的な金額より増加した或いは節約された、こういう意味で解釈しなければならぬのでありまして、お尋ねになります後の「予算の定めるところにより」と申しましは、只今申し上げましたように、予算総則の規定に従つて大蔵大臣の承認を受けて、その承認によりまして支給することができるといふふうに解釈いたすべきものだと思ひます。

○湯山勇君 それでは今の御説明をそのまゝ受け取りますと、この文章は「収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を」で一つきれました、そして「予算の定めるところにより」と、こゝまでは一つのものである、こういうふうな解釈していいわけでございますか。

○政府委員(田上辰雄君) 湯山委員の御質問の通りであります。

○湯山勇君 それでは更に確認いたしたいと思ひますが、この予算という意味は、額ではなくて、予算総則、そういう法的なものである、これも再確認してよろしうございしますか。

○政府委員(田上辰雄君) その通りだと思ひます。

○委員(松浦清一君) 速記をとめて下さい。

○委員(松浦清一君) 速記を起して下さい。

○委員(松浦清一君) 速記を起して下さい。

○政府委員(田上辰雄君) 「予算の定めるところにより」と申すのは予算総則によりという意味に解釈していいのであろうと考へるのでありますが、なおもう少し関係方面と十分打合せをいたしまして、この次の機会に確答をいたしたいと思ひます。

○委員(松浦清一君) ほかに本件に対しての御質問はございませんです。

○清口三郎君 田上さんに簡単に伺ひしておきたいのですが、只今予算総則の問題が出たのですが、予算総則中、十五条ですか、今の問題なのですが、「予算の範囲内であつても、予算計算書に定める戦階級別定員以上の政府職員の増加又は給与の増額を、みだりに行つてはならない」といふ点なんです、私この前の委員会という／＼お尋ねしたのですが、まだはつきりしない点があつたのです。それは昨年の八月一日に戦階級別の定数を人事院の指令で大幅に引上げた。例えば十級、十一級は人事院の指令では括弧にくくつてその幅の定数は実情に応じて上へ引上げてほしいという指令なんです。当初は三千人あつたのを八月一日以後は一万二千人にしたのです。そういう操作をやつて一万二千人の管理職員の号俸を大体一号ぐらい予算の範囲内で上げた。私はこの前の委員会に質問したのですが、その戦階級別定数を二十九年度のベース・アップの率にその定数で計算をして行くと、三割三分ぐらいの余分の本俸が計上されるのだという、この財源があるのじやないかということをお尋ねしたのですが、そういうことではないのだ、田上さんのお話では、二十九年度でも非常につまつてゐるから、特例法が出て今年度は全部は正

できるかどうかは、二十九年
度以後三十年になれば、できるだけ
で正したいというお話だったので
す。私はその後調べてみて大体その原
因は分つたのです。それは二十八年
度の当初の職別別定員を八月一日に
大幅に引上げたのが、二十九年
の特別会計に出てくる職別別定数は、
十級、十一級というものをくくつ
てあるからつきりしません、大体
二十八年度と同じようなことになつて
いる。そこで問題は昨年の八月一日現
在で人事院の指令に基いて三千人を一
万二千に引上げた。その職別別定数の
定数は何かお配り頂いた資料では、二
十九年の一月現在それを使つては
ある。そうすると、予算総則では政府
職員の職別別定数はこの予算計算書
に上つてくるのをみだりに増加しては
いけないというが、実際にはこの十
級、十一級の三千人という職別別定
の定数を一万二千に実際はしているの
かどうか、その点をはつきりしておく
必要があると思うのです。人事院のほ
うは一万二千と承認しているが、大
蔵省の予算のほうは三千人だといふこ
とになるのか。それから追加してお尋
ねしますが、昨年八月一日現在で職別
別定数の定数を変更したのですが、それ
は人事院では承認するという指令を出
しているのかないのか、郵政省だけ
でそういうものをきめたのかどうか、
そしてそれは二十八年度限りで解消し
ているのか。現在は十級、十一級の職
別別定数の定数は郵政省は一万二千と
しているが、大蔵省は三千人にしてい
る。人事院はそれを何人にしていいか
というのを具体的に伺いたいと思ひま
す。これが、この特例法によつて三十

年度の本来に必要なものは、定数はは
つきりして予算措置もやつて行かなけ
ればならぬということに關連して行く
問題であると思ひますから、その経過
をはつきり伺つておきたいと思ひま
す。

○政府委員(田上辰雄君) 薄口さんの
おつしやいましたように、八月に人事
院からの人事院規則によりまして、各
級別の人員につきまして、級別をくく
るというこの規則による通知があり
まして、五現業におきましては、その
規則に基いて措置をいたしておるの
であります。これは先般お尋ねの点とも
關係をいたすのであります。五現
業に於ては各五現業に通達されて、五
現業におきましてはそれ／＼調査準備
をいたしまして、実施をいたしました
のは相当遅れまして、十月になつてお
るという経緯があるのでございます。
従つて、どういふようでございますが、こ
の前三割三分の給与の増が見られるの
で、そんなに二十九年度において増加
があるならば、予算措置を要しなくて
できるではないかというふうなお話か
ありました。それは三割三分といつ
たようなことではないのであります。実
際調査をいたしたところによ
りますと、一割余りになるといふ数字
も出ておりますので、この点は御了承
頂きたいと思ひます。

○委員(松浦清一君) 土生給与課
長。今度予算書のほうをよく見ると、予
算書の方では今申上げましたように、
級別別定数は二十八年度当初予算とそ
う変りはないのだ。そこで問題は昨年の
八月一日にあつたように大幅に引上
げたものは、いつまで効力を持つてい
たのだというのを伺ひたい。それ
は郵政省の当局からお話伺へば簡単
にわかると思ひますから伺ひたい
と思ひます。

○委員(松浦清一君) お話りいたし
ますが、政府委員になつておられない
のですが、郵政大臣官房人事課の土生
給与課長が説明をいたしたいと言つて
おりますがよろしくございませうか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○委員(松浦清一君) 土生給与課
長。説明員(土生滋久君) お許しを得ま
して説明をいたします。お説のよう
に昨年八月一日以降人事院規則の改正に
よりまして職別別定数を括弧で

詳細なお尋ねがありますならば、郵政
省の給与課長も出席しておりますの
で、お許しを得ましたならば、給与課
長からお答えを願ひたいと思ひます。
○薄口三郎君 今の三割三分のお話
が出ましたから、この点だけは申上げ
ておきたいのですが、それはこの前申上
げましたように、級別別定数を引上げた
のだ、そしてそのまゝ以前のものは二十
八年年度の当初予算を、二十九年
度は引上げたまま中央号俸というもの
をかける、それだけのネットの金で
は三割三分になるのだ、けれどもその
間に双方調整率というものは違ふのだ
というので、どの点まで違ふかといふ
ことをもう少し伺ひたいと思ひます。
今度予算書のほうをよく見ると、予
算書の方では今申上げましたように、
級別別定数は二十八年度当初予算とそ
う変りはないのだ。そこで問題は昨年の
八月一日にあつたように大幅に引上
げたものは、いつまで効力を持つてい
たのだというのを伺ひたい。それ
は郵政省の当局からお話伺へば簡単
にわかると思ひますから伺ひたい
と思ひます。

○委員(松浦清一君) お話りいたし
ますが、政府委員になつておられない
のですが、郵政大臣官房人事課の土生
給与課長が説明をいたしたいと言つて
おりますがよろしくございませうか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○委員(松浦清一君) 土生給与課
長。今度予算書のほうをよく見ると、予
算書の方では今申上げましたように、
級別別定数は二十八年度当初予算とそ
う変りはないのだ。そこで問題は昨年の
八月一日にあつたように大幅に引上
げたものは、いつまで効力を持つてい
たのだというのを伺ひたい。それ
は郵政省の当局からお話伺へば簡単
にわかると思ひますから伺ひたい
と思ひます。

○委員(松浦清一君) お話りいたし
ますが、政府委員になつておられない
のですが、郵政大臣官房人事課の土生
給与課長が説明をいたしたいと言つて
おりますがよろしくございませうか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○委員(松浦清一君) 土生給与課
長。説明員(土生滋久君) お許しを得ま
して説明をいたします。お説のよう
に昨年八月一日以降人事院規則の改正に
よりまして職別別定数を括弧で

す。現実には一般俸給表と特別俸給表
との關係は、単に俸給表の幅が広い
狭いというだけであるので、水準
が、予算単価にいたしましては、水準
差がある。そこに若干の余裕財源も出
て来るわけでありませう。なお、そのほ
かに、これは各省の実態をある程度反
映させることにいたしましたので、大蔵省
方面では、これは我々のはうで人事院
規則によつて許された限度において昇
格されたこと、既成事実を認めるという意
味ではないのであります。各省の実態を
勘案いたしまして、調整率というものを
俸給のほかにつけておられます。これは
郵政の場合におきましては、昭和二十
九年年度予算におきましては七割であ
ります。このような単価で、一般俸給
よりも水準の高い単価で計算され、而
も調整率が七割ということになつてお
りますので、実際に昇格した後の、
先日お配りいたしました資料に対する
給付基準というものはまだ本年度とし
てはつきりしたことは申上げかねま
す。無論今後の異動その他によりま
す。何かやつて行けるのではないかと、
今のところは考へておるわけであ
ります。

くつて資格のあるものにつきました
は、その範囲内において昇格されてよ
ろしいということになつたわけであり
ます。それで、お尋ねの趣旨は、それ
だけの予算があつたかどうかという点
があると思ひます。その点を先ず申し
ますと、八月一日から昇格でき得る
いうことを人事院規則は認めたわけ
であります。現実にはすべての職員を八
月一日付けで昇格させたわけではない
のでございまして、八月一日のもの
で昇格したのも相当あるわけござ
います。昨年度は何とか予算の範囲内
でしたわけでございます。今年もまだ
それで行けるかどうかといふことにな
りますと、この点は昇格された後の定
数によつて予算は積算されていまいと
いうことは、薄口先生の御指摘の通り
でございます。そこで今年も、この昇
格した後の定数のままで、現在員のま
まで、而も予算上は元の定数でくくつ
て積算されておるものに対して賄つて
行けるかどうかといふ問題になると思
ひますが、その点は、この俸給の予算
単価が、企業職、いわゆる企業官庁特
別俸給を受けるものにつきましたは、
一般俸給表の適用を受けるものよりも
単価が若干高いのでありまして、一例を
申しますと、例えば一般俸給表は八級
と九級とくくつて、一本の単価で
一万七千七百円という俸給の単価にな
つております。企業官庁特別俸給表に
おきましては、それと同様の級であり
ますところの七と八でくくつておるの
でありまして、これは一万九千八百円
というところになつておるわけで、その
間二千円の単価における水準差とい
ふのが認められておるのであります。

○委員(松浦清一君) 土生給与課
長。今度予算書のほうをよく見ると、予
算書の方では今申上げましたように、
級別別定数は二十八年度当初予算とそ
う変りはないのだ。そこで問題は昨年の
八月一日にあつたように大幅に引上
げたものは、いつまで効力を持つてい
たのだというのを伺ひたい。それ
は郵政省の当局からお話伺へば簡単
にわかると思ひますから伺ひたい
と思ひます。

○委員(松浦清一君) 土生給与課
長。今度予算書のほうをよく見ると、予
算書の方では今申上げましたように、
級別別定数は二十八年度当初予算とそ
う変りはないのだ。そこで問題は昨年の
八月一日にあつたように大幅に引上
げたものは、いつまで効力を持つてい
たのだというのを伺ひたい。それ
は郵政省の当局からお話伺へば簡単
にわかると思ひますから伺ひたい
と思ひます。

○委員(松浦清一君) 土生給与課
長。今度予算書のほうをよく見ると、予
算書の方では今申上げましたように、
級別別定数は二十八年度当初予算とそ
う変りはないのだ。そこで問題は昨年の
八月一日にあつたように大幅に引上
げたものは、いつまで効力を持つてい
たのだというのを伺ひたい。それ
は郵政省の当局からお話伺へば簡単
にわかると思ひますから伺ひたい
と思ひます。

○委員(松浦清一君) 土生給与課
長。今度予算書のほうをよく見ると、予
算書の方では今申上げましたように、
級別別定数は二十八年度当初予算とそ
う変りはないのだ。そこで問題は昨年の
八月一日にあつたように大幅に引上
げたものは、いつまで効力を持つてい
たのだというのを伺ひたい。それ
は郵政省の当局からお話伺へば簡単
にわかると思ひますから伺ひたい
と思ひます。

○委員(松浦清一君) 土生給与課
長。今度予算書のほうをよく見ると、予
算書の方では今申上げましたように、
級別別定数は二十八年度当初予算とそ
う変りはないのだ。そこで問題は昨年の
八月一日にあつたように大幅に引上
げたものは、いつまで効力を持つてい
たのだというのを伺ひたい。それ
は郵政省の当局からお話伺へば簡単
にわかると思ひますから伺ひたい
と思ひます。

めたものが公式になつてゐるのか、郵政省はそれを現在使つてゐるのかといふことを伺ひたいと思ひます。

○説明員(土生滋久君) その点は、人事院の場合は職種別に級別を作つておきます。予算書は全体の定数に対しては、十級十一級とか、或いは九級八級とかいふふうになつてゐるわけですが、やはり、この予算書の精神といふものを人事院では、この精神を職種別にまで内訳しまして、各職種別に、例えば郵便局長でありますれば、何級から何級までといふことで作つておるのであります。従つてこの予算書の精神によつて人事院が作つたものを我々のほうで施行したわけでありまして、その実行した結果が、予算書では職種別にしない全部を一本の定数でくくつてゐる。たゞ、我々が人事院によつて定められた職種別で実施した結果が級によつては少し出入りが出て来る。予算書とは食違つた数字が出て来るといふことは現に知つてゐるわけで、その点は御指摘の通りであります。私どももいたしましては、予算総則の規定の趣旨には反してゐないであらうといふふう

に考へてゐるわけでございます。

○津口三郎君 私はその趣旨よりか、級別定数といふものはそんなに變はて

もいいのかどうか。そして、私どもは、国家公務員の級別定数はそれが本

当のものなのか。總体的にいうてはつ

きりしたほうがいいのじやないか。そ

こで、今、趣旨が變らないといふが、

一万二千人にしても三千人と同じだといふことは、数字の上では余り納得できな

ないのじやないのですか。とにかく私が伺ひたいのは、郵政省ではお配りしたような級別定数を実行して行

く、それは人事院の承認を得たものなのだと。併し、それで予算を要求した

か知らんが、予算のときには二十八年度の級別定数に戻つてしまふのだとい

うことが、その点どうもお話から言

うと、人事院では大幅に昨年は引上げてもらつたが、予算の上ではそういうわけに行かないのだ、だから二十八年度の級別定数に一応やつて二十九年度の

級別定数とも違つてゐるのだ。そこで級別定数のほうは大蔵省で適当にきめて、その代りにその場合に調整率を七

％に引上げたといふようにとれるのですが、二十八年度は調整率は幾らになつてゐるのですか。

○説明員(土生滋久君) 二十八年度につきましてはちよつとここに資料を持つて来ておりませんが、たしかもつと低いと記憶しております。

それから先ほどの予算総則の趣旨には反しないといふことは、或いは言い過ぎるかも知れませんが、我々のほう

といたしましては、人事院の指令によつて認められたものをその範囲内にお

いて実施した。まあどちらのほうか、予算書の級別定数との関係といふこと

になりますと、これはむしろ人事院のほうの面において考慮されるべき問題

ではないかといふふうにも考へたわけ

でございます。たゞ、この郵便局長が全国に一万四千人ばかりゐるわけ

でありまして、それが十級、特に十級のところに相当昇格したといふことが、この数字の上で御指摘のような結果が現

われたのであると思ひます。その点は人事院指令の御趣旨に副ひまして実施した結果となつたのであります。

○津口三郎君 お話よくわかりました。私は特別法の成立して、そうしてそれに基いて調整して行くのは、現在実施してゐる級別定数があるならば、そ

れがどこまでも実行できるようにすべきじやないか。そこでこれは今のお話のように、人事院と大蔵省の問題だと思ひますが、人事院はそういう承認を

しておいたが、大蔵省の予算のときには全然別なのかどうか。どこまでも私は実行して、もうそれで精一ぱいになつてゐる級別定数なら、人事院もそれ

を実行できるように大蔵省と話すべきじやないかといふ、今の実情をはずきりしないからお伺ひするのです

が、あとこの次に人事院の給与局長に出席して頂いて、人事院の級別定数決定について、どこまでもそれを通して行けるのか、そして予算のときには大蔵省で定めるものについて行くのか、

これは将来でも指令権を存続するかし

ないかといふ大きな問題があると思ひます。この次の委員会とときに給与局長に出席して頂いて、その問題をはずきりさしておきたいと思つております。

○千葉信君 加藤国務大臣がお見えになつておられないようですから、代つて田上参事官にお尋ねいたしますが、前回の委員会のとき政府のほうから提示されました、期末手当を〇・二五カ

月分増額する場合の予算額として提示された予算額が水増しの傾向を持つてはしないか、この点についてもつと正確な、又場合によればこれが正確なものであるとすれば、昨年十二月にお

ける期末手当の増額の場合の予算額に比べて二十億円も増大してゐるというその根拠は何かといふことについて、的確な説明を今日は承へることになつてゐましたが、一つその点について御説明を承へたいと思ひます。

○政府委員(田上辰雄君) 前回たしか湯山委員からの御質問であつたと思ひますが、御指摘になりましたのは、特に一般会計において十七億四千二百万円という数字が昨年度の見込額であつたが、今度二十一億五千二百万円になつておるじやないか、率から見ますと

二・三％の増加になつてゐるわけであり

ます。でこれについて先ず御説明をいたしたいと思ふのでございますが、この一般会計の中には一般会計職員分と、それからいわゆる地方の補助職員分、更に他の会計の繰入分といふので

あるのでございます。実は昨年度の数字におきましてはこの補助職員分と他の会計繰入分とを計上してゐないから本年度の二十一億五千二百万円と申します数字のうちには、一般会計職員分として十八億七千五百万円、そのほか補助職員分として九千八百

万円、それから他の会計繰入分として一億七千九百万円を計上いたしまして、合計額二十一億五千二百万円の数字が出てゐるのでございます。昨年度なぜこの補助職員分と他の会計繰入分を入れたかつたかと申しますと、実は一般会計職員分のうち保安庁関係の職員がございまして、これの増員の実施が遅れておりました関係上一般会計に余裕がある。従つて大

体補助職員分と他会計繰入分は計上しなかつたといふ点がございまして、実は

だつたといふことで申上げてお

つたのでございます。然るに今回分は

先ほど申しましたように補助職員分と

他会計繰入分を計上いたしました関係

上、これだけ増へてゐる。

なお内容的に申しますと、昨年に比

べまして本年度この人員の整理を多少

地方公務員につきましては、いづれの特
別職関係に属しておたことがござい
ますので、本年度におきましてはそれ
を正確に計上したという点で殖えてお
るのでございます。

なお教育公務員の場合におきまして
は、昨年十八億七千万円でありましたが、
本年度計上しておりますのは二十二億
五千万円で、これも二〇〇の増になつ
ております。これは地方の教育職員の
増でありまして、御承知のように学級
数の増が相当数あります関係上かかる
数字が出ておるのであります。無論そ
の増員はほかに一般のベース・アップ
及び昇給の増といったものがこの内容
になつておるわけでありまして。

以上合計した数字を比べてみます
と、昨年の九十五億に對しまして本年
は百十五億であつて、二一〇の増にな
つておりますが、以上申し上げました理
由によつて総計において大体そういつ
たような狂いが生じておるわけであり
ます。

○千葉信君 御説明を承つておりま
すと、私も心配しておりましたよう
に、さつぱりどうも結論としては、政
府のほうから提示されて来る予算額等
は今回の場合に限らず、どうも意圖的
な、政治的な数字が提示されがちだつ
た従来の懸念がここでも一層はつきり
して来るという印象をますます、深めざ
るを得ないのです。去年の十二月にお
ける二・五の増額率に伴つて見積ら
れた九十五億円というものが、実施の
際にかなり減額されて、十六億程度減
額されて支給されたという条件は別と
しても、この半年間に九十五億円の
のが二十億も殖えて百十五億円にな
るという数字の根拠について、只今の

御説明を聞いておきますと、一番増大
した根拠としては、給与改訂があつた
という条件と、もう一つは昇給昇格に
伴う給与の増大、まあこういう点がそ
の中心になつておりますが、一体昨年
の十二月からこの六月までの間にどう
いう状態の給与の増額と昇給昇格があ
つたかといへば、給与の増額は成るほ
ど一部にはその割合が比較的高く改訂
されたものも公社関係等の一部にあり
ますけれども、併しそれにしては大体
が公務員の改訂給与額、その率は九・
三%であります。地域給の分について
は、これは振替、本俸繰入れというや
り方でありまして、この点はいさ
さかも給与の増大になつておらない。

それからもう一つは自然増加といふ
問題であります。この自然増加の
点については年間予算額で押えられて
いる。給与の自然上昇増額率というの
は五%の調整額を以て行われていて、
五%のものが半年間に全部これが増額
に振り当てられておるといふ点はこれ
は誰が考えてもあり得ないことであ
る。最大限度増額率となつて現われて
おるものは約半分の二・五%に過ぎな
いのです。そうするとその両者の合計
というのは一・八%にとどまつてい
るというところは、これははつきりして
いるのです。給与の改訂とそれから自
然増額率と上昇分を加えたものが一
・八%以上に出ていないといふこと
はこれは明かかんです。而も一方で
は、一部例えば電通等における職員の
増加を云々しておられますけれども、
これは今回起つたこととやなくて、昨
年十二月の〇・二五支給のときにはす
でに職員として大半が採用されて勤務
しておつた職員です。この増加は、そ

うするとの点は増加の理由としては
適切な国会に對する説明にはなつてお
らない。

それから一般会計の分なんかについ
て特別会計繰入れ分を云々しておられ
ますが、この場合に問題となつて来る
ことは、補助職員が今回は計上し
た。これは少し問題があると思つたので
す。補助職員といふのは何かといへ
ば、これは非常勤職員です。従来非常
勤職員等の分については大抵の場合そ
の職員が業務費から支弁され、若しく
は庁費から支弁されるという形で定員
法をこまかにして、そうしてこれは実際
給与の中では扱つておらない。特別に
扱つておる。そうして實際上その支
給の場合には今までは、従来扱つてお
るはずですが、今回はこれを特別に予算見
積の中へ入れて来たという態度が少し
くとも適當な態度とはとれない。そう
いう条件を敷き上げてみると、どう計
算してみても総額としての百十五億は
水増しということに断定できると思
う。

そういう状態ですから、これはこの
法律案の国会における審議上において
も政府の見積額は必ずしも正確なもの
ではないといふ前提に立つて今後の審
議を進めて行かなければならぬと思
うのです。ただ一つの問題として残つ
たことは、今回若し今審議中の法律案
が仮に実施をされるという場合には、
政府のほうでは今おつしやつた補助職
員、非常勤職員等に対しては、實際上
勤務しておる者の場合には今回は只今
の御答弁のように、予算に關する御説明
のように、政府としてはこれを支給す
ることに取り運ぶ方針なのか、その点

をこの際はつきり承つておきたい。

○政府委員(田上辰雄君) 私どもはこ
の二十九年度の見込額につきましては
は、決して特に工作をしておつたり、
或いは特別な意圖があつて計上したの
ではないのでありまして、その点につ
きまして千葉委員の御攻撃は當らない
と思つております。

第一に申し上げたいのは、千葉委員
は、昨年の十二月と只今までの間の半
年の間のこととを言われたのであり
ますけれども、二十八年度見込額と
して計上いたしましたのは、ここにた
びたび申し上げましたように、昨年六月
の期末手当の際の御要求によつて出しま
した見込額なんでありまして、その後
一年間の計上であるのであります。そ
うして補助職員の分につきましては、
先ほど申し上げましたように、保安庁職
員等の予算の一般会計における余裕を
見込んでこれを計上しなかつたといふ
事情を正直に申し上げておるのであり
まして、これは今回の見込額としては補
助職員分も他会計への繰入の分も必要
な分として計上して御覧に入られてお
るわけでありまして。従つてこれらの数字
につきましては、多少の調査不十分な
点はあるかも知れませんが、併し特別
な意思を以て、お言葉にありましたよ
うな特別な水増しをして提示してお
るのだといふふうなことではないとい
うことを御了承願ひたいのであります。

○千葉信君 非常勤職員の分、それは
どうですか。非常勤職員の分について
政府としては今の御説明にあつたよう
に出すという方針でおられるのか。二
カ月ごと更新される非常勤職員に對し
て勤続と認めて政府は補助職員の分を
出すつもりなのかどうか。

○政府委員(田上辰雄君) 補助職員分
の九千八百万円につきましては、予算
上必要な額であると存するのでありま
す。

○千葉信君 出すという方針ですか。
これは特別会計のほうにもあります
よ。

○政府委員(田上辰雄君) これは加藤
大臣からもお答えいたしましたよう
に、今日〇・二五カ月の増額は国の
基本的な緊縮方針その他の事情から極
めて困難であるといふことをお答えし
ておるのでありまして、これを計上す
るかどうかといふのは、これは方針の
問題でありまして、政府としてはしま
して、今日これを計上することは到底で
きないことであるといふことを申し上げ
ておるのであります。従つて私のここ
に申し上げる点は、若しもこれを計
上するとすればどういふ数字を必要と
するのであつて、〇・二五カ月の増
額といふことになれば、只今申し上げ
ましたように一般会計において補助職員
分も計上しなければならぬといふこ
とを申し上げておるのであります。

○千葉信君 これは田上君に言うのは
少し苛酷かも知れないけれども、その
点に問題があると思つたのです。補助職
員、非常勤者等に対して政府は従来期
末手当等については、これは飽くまで
臨時者であると言つて。そして又最大
限二カ月ごとに更新させる職員である
といふ考えで従来この支給については
とかくの批評を浴びながら政府の方針
を押し通して来たわけですか。ところが
今聞きますと、今でもその政府の方針
はつきりしたものでない、むしろ
公算は出さないほうに傾く気色がある
ような御意見である。田上君に言うの

は無理かも知れないけれども、そういう状態で取扱つてゐる非常勤者、若しくは補助職員の場合等の支給予算見額もこういうものの中にぶち込んで出して来るという事は、これは一般会計の問題だけでなく、特別会計にもある、政府機関にもある。地方公務員にもある。そうすれば一般会計では成るほど九千八百万円であるけれども、総体の二十億見積りが殖えて来ているという大きな原因になつてゐる。この点が政府の態度が公明さを欠くといつて抗議しなければならぬ点なんです。どうも従来そういう傾向があつたし、今回も又我々としては疑念を持たざるを得ない態度がそういうところからもうしても出て来る。併し今ここで非常勤職員等の点について田上君にこれ以上聞くということもどうかと思われまゝすから、この問題についてはいづれ又大臣がお見えになつたときに大臣に御意見を承ねることになつたと思ひます。

○湯山勇君 今の問題で私もちよつと簡単に……今の予算の額の問題について私もちよつとお尋ねいたしたいと思ひますが、一体大蔵省の計算はいつの人員を基準にして計算してゐるわけでございますか。と申しますのは、予算の上では二十八年度末、二十九年度末というので説明があつたわけですが、これも、一般会計においては六万九千七百六十六名の減になつておりますし、特別会計では五千七百七十九名の減、さつきちよつとお話がありました政府関係機関だけは八千九百九十二名の増、保安庁関係は四万一千三百八十七名増ということになつてゐますが、これはまだ実施されてゐない。そういうことになりますと、定員は、定員法

が通つていないにしても、どの機関においても大体二十八年度の当時より減つてゐるはずでございます。ベリスアップにいたしましたも、たとえ人事院勧告がそのまま実施されて九・三％のアップがあつたといつても、そこに昇給昇格を見込んで二〇％というふうな増額がどうしても考えられない。殊にあの九・三％のアップのときの平年度化すればこれだけになる。このほうから逆算しましても今のような数字は出て来ない。そういう点から若し非常に悪く考へて、そして人員の一番多い二十八年度末というふうな人員で、而も二十九年度の未なら末における、或いは二十九年度の平均をした給与で以て計算するというふうなやり方をすれば或いはそれに近い数字が出るかも知れないと思ふのですけれども、そのどの定員をとつて、そしてその額はどこで押えたかというところがはつきりしないと、どうも御説明だけ私どももそうですかというわけには行かないと思ふので、なおその点についてはつきりしていれば御説明頂きますし、してないといふれば、それについてなお一つ大蔵省のほうで資料を得て頂きたいと思ひます。

○政府委員(田上辰雄君) 御指摘のようになつた二一％の増があるわけですが、その内容については大体ベリス・アップの関係が九％、そして一年間の昇給をいたします率が大体六％ぐらゐになるわけでございます。従つて一五％というものがこれはまあ自然の結果として出て来る数字であります。残り六％だけが、これは特殊な事情によつて殖えてゐるのだということになり、それにつきましては先ほど

も申し上げましたように、補助職員分のうち他会計への繰入分が欠けてゐる。或いは教育公務員について特別の増員がある。又地方公務員につきましては一部前回の特別職を落したおつたというふうな事情からそれだけの差が出て来ているわけでございますが、大体以上のような数字で御了解を得たいと思ふのでありますが、強いて又御要請がございますれば、具体的に調査もいたしたいと思ふのであります。

○溝口三郎君 今の湯山委員の御質問に關連してゐるのですが、これは田上さんに要求したいのですが、これは一般会計で二十一億五千万円が〇・二五の金額なんです、それをさつき問題が出ておりました二十八年度末の予算定員の四十一万六千八百四十九、それで割りますと一人当たりが二百六十五円という金額になる。普通一般の公務員のベリスは一万五千四百八十円と考へて、先ほど御説明があつたように何か九千何百円の補助職員の者を入れたとかいふ／＼な操作があると思ひますが、一万五千四百八十円というベリスに対して公務員の実質は幾らなんだというのを、それから予算書のほうは調整額といふのは、さつきのお話もあつた四％入れたのか七％入れたのか、その調整額が各省まち／＼である。予算書のほうと実態といふものとはつきりしない点がある。もう少しこの二一億について、それは一般職は四十一万六千人を入れたのか、そうして補助職員は幾ら引いたのかとさつきいうのもちよつと資料があるとはつきりするのじやないか。一万五千幾らのやつが二万六千五百円になつてゐると、何か予算書といふものは非常に多く組ん

であるのじやないかというようにとれるのであります。特別会計にしても同じことである。三十三万九千九百の二十八年度末の定員を十二万六千九百の一年分で割ると一万四千九百円になる。そのうちの大部分の郵政職員は、さつきも話が出ましたが、それは一月一万四千円である。それは七％ぐらゐの調整率が入つてゐるというふうなことになる。一万四千九百円、もう少し整理して出されないと、公務員のベリスとえらく違つて来るものだからさつきのような問題が出るのじやないか。もう少し資料をあなたのほうで整理して、納得の行くようにして頂きたい。

○委員(松浦清一君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員(松浦清一君) それでは速記を始め下さい。

それでは本日の議題三件についての質疑は終りました、残余の分は次回に質疑を続行したいと思ひます。この三件のうち、只今問題になりました昭和二十九年六月に支給されるべき国家公務員の期末手当の臨時措置に関する法律案については、なお若干質疑を継続する上に、資料不足な点があると考へられますので、議員諸君の要請に従ひまして、次回の委員会までに数字上納得のできるような資料の提出を要請いたします。

続いて請願、陳情ですが、地域給に関する件が請願二十件、陳情二件、それから寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部改正に関する件が、請願が二件ございます。従つて請願の合計二十二件、陳情二件、合計二十四件でございますが、詳細は公報第

百十五号に掲載されておりますので、内容はそれによつて御検討願うことにして請願、陳情の通り採択することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員(松浦清一君) では採択することに決定をいたしました。本日の委員会はこれを以て散会いたします。

午後零時五十九分散会

五月十八日本委員会に左の事件を件託された。

一、国の経営する企業に勤務する職員等の給与等に関する特例法案(予備審査のための付託は四月二十七日)

一、福島県日和田町の地域給に関する請願(第二六一九号)

一、福島県好間町の地域給に関する請願(第二二〇号)

一、岐阜県陶町の地域給に関する請願(第二二六二号)

一、茨城県相馬町の地域給に関する請願(第二二六二九号)

一、高知県吾桑村の地域給に関する請願(第二二六三〇号)

一、鹿児島県上屋久村の地域給に関する請願(第二二六三六号)

一、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部改正に関する請願(第二二六四一号)

一、群馬県太田市の地域給に関する請願(第二二六四二号)

一、鹿児島県三笠町の地域給に関する陳情(第六七二号)

第二六一九号 昭和二十九年五月十日受理

福岡県日和田町の地域給に関する請願
請願者 福岡県安曇郡日和田町
長 伊藤龜三郎外百七
名

紹介議員 木村 守江君

福岡県日和田町は、郡山市に近接し、同市とあらゆる面において密接不離の關係におかれ、近來はその住宅地的性格も加わり都市的消費地域となつたが、物価は郡山市を上回る実情であるから、本町の地域給を一般地に指定せられたいとの請願。

第二六二〇号 昭和二十九年五月十日受理

福岡県好間村の地域給に関する請願
請願者 福岡県石城郡好間村長
鈴木栄一外二百八十九
名

紹介議員 木村 守江君 田畑
金光君

福岡県好間村は、平市、常磐市、内郷町に隣接する常磐炭田地帯の中心地で人口二万三千余を有し、全国一の大村で市にも匹敵する要素を持つてゐるが、現在無級地であるため、炭鉱勤労者に比して待遇上大きな差のある公務員の生活はきわめて困難な実情にあるから、本村の地域給を一般地に指定せられたいとの請願。

第二六二二号 昭和二十九年五月十日受理

岐阜県陶町の地域給に関する請願
請願者 岐阜県恵那郡陶町長
加藤快三外四名

紹介議員 古池 信三君

岐阜県陶町は、北米向高級デイナーセツト及び南方方向輸出陶磁器の製造が盛

んであるため、労賃と生計費がいちじるしく高く、また生活必需品を名古屋から移入している關係上、物価は近隣の町村に比し二、三割高い実情にあり、従つて本町の公務員の生計に及ぼす影響はまことに大きく、人事の運営面に大なる支障をきたしているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第二六二九号 昭和二十九年五月十一日受理

茨城県相馬町の地域給に関する請願
請願者 茨城県北相馬郡相馬町
役場内 川村善八十八
七名

紹介議員 宮田 重文君

茨城県相馬町は、東京都心から一時間にして遙し、取手町に次ぐ北相馬郡第二の文化町であり、特に取手駅までの常磐線電化に伴ひ急速に郊外都市的色彩を帯び、東京に通勤する者及び移住してくる者等が急激に増加し、その様相と性格は既に勤務地手当を支給されている取手町、我孫子町と何ら変らなない状態となつてきた。そのため本町の公務員の中から東京方面に職場替えを希望する者が続出し、現在の公務員の志氣に悪影響を与えている実情であるから、本町の地域給を一般地に指定せられたいとの請願。

第二六三〇号 昭和二十九年五月十一日受理

高知県吾桑村の地域給に関する請願
請願者 高知県高岡郡吾桑村
長 島崎秀則外六名

紹介議員 入交 太藏君 寺尾
豊君

高知県吾桑村は、県下第二の都市である須崎町を離れる四キロの北に位置し、東北部は険しい山岳にかこまれ、南西部だけに平野がひろけて須崎湾にのぞんでゐる。このような地理的環境によつて文化経済は須崎町、多ノ郷村と一体的共同關係にあり、村民の日常必需品はほとんど須崎町より購入しているため、物価は須崎町より高値となり、加うるに村民一般の生活および文化程度は非常に高いので在勤公務員の生活費はかさむ一方となり、地域給のある須崎町や多ノ郷村に通勤する俸給生活者や高賃金の民間企業従業員との間にあつて、不均衡な待遇の下に苦しい経済生活を営んでいる実状であるから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの請願。

第二六三六号 昭和二十九年五月十二日受理

鹿兒島県上屋久村の地域給に関する請願
請願者 鹿兒島県鹿毛郡上屋久
村長 深田直彦

紹介議員 井上 知治君

鹿兒島県上屋久村は、人口一万三千余を有する屋久島の中心地で、村民の生活様式は消費形態をとり、しかも消費物資は鹿兒島及び北九州から移入しているため販売価格は高騰を見る結果となり、消費生活に困難をきたしているから、本村を地域給一般地に指定せられたいとの請願。

第二六四二号 昭和二十九年五月十二日受理

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律中一部改正

に関する請願
請願者 長野県北安曇郡大町議
會議長 伊藤半二外二
十名

紹介議員 羽生 三七君

寒冷地、石炭手当については、寒冷地在勤公務員の実態を充分に理解され、(一)寒冷地手当の現行五級地八割、以下の五段階を五級地十割とし、以下二割きさみの五段階とすること、(二)新炭手当の制度化を行い、北海道に準ずる地域にも支給すること、(三)石炭手当の所要量を三・七トンに増加し、現行の頭打ちを打破すること等の改正措置を講ぜられたいとの請願。

第二六四二号 昭和二十九年五月十二日受理

群馬県太田市の地域給に関する請願
請願者 群馬県太田市長 堀越
節義外五十九名

紹介議員 永岡 光治君

群馬県太田市は、旧中島飛行機製作所の所在地として戦前、戦時を通じて従業員三万余を擁した航空工業都市であつたが、終戦により二万余の失業者を数え、その多くは米麦等のやみ商人に化す等不健全極まる都市に變り、加えて本市には問屋、大商店がなく小資本の商人だけである關係上、生活必需品のほとんどを足利市、伊勢崎市、桐生市等から移入するのと相まつて、物価は県下主要都市の最高位を示し、本市の公務員の生活は破たんしひんしているから、本市の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第六七二号 昭和二十九年五月十日受理

鹿兒島県三笠町の地域給に関する陳情
陳情者 鹿兒島県出水郡三笠町
横山澄良外二名

鹿兒島県三笠町は、阿久根市の西北方に位し、同市へ十五分、出水町へ二十分、川内市へ四十分、熊本県水俣市へ四十分の距離にありこれら都市を結ぶバス網の要地であるが、本町の大部分は零細農家であり生活必需品はこれらの市から移入するためその影響は極めて大きく、總ての物価は上昇し、本町の公務員の生活は困窮を極めていから、三笠町の地域給を一般地に指定されたいとの陳情。

昭和二十九年五月二十八日印刷

昭和二十九年五月二十九日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局